

## 建築基準法施行規則及び建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の4の規定に基づく、国土交通大臣が行う構造方法等の認定等に係る手数料の額については、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の2の3において定められているところである。

今般、エレベーターの安全に係る技術基準を見直し、戸開走行保護装置等の安全装置の設置を義務付けした建築基準法施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）が平成20年9月19日に公布されたところであるが、当該安全装置の構造については、国土交通大臣の認定（以下「大臣認定」という。）を受けたもの等を用いなければならないこととされているため、当該安全装置の構造に係る大臣認定のための審査に必要な評価の手数料額を新たに定める等の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）建築基準法施行規則の一部改正

##### ① 確認申請書の添付書類（第1条の3第4項の表1及び表2並びに第3条第1項の表2及び表3関係）

建築確認申請に係る建築物等の計画に、大臣認定を受けた「戸開走行保護装置」及び「地震時等管制運転装置」を有するエレベーターを含む場合にあっては、当該認定書の写しを添えるものとする。また、その他所要の改正を行う。

##### ② 構造方法等の認定に係る手数料（別表第2関係）

「戸開走行保護装置」及び「地震時等管制運転装置」の構造について、大臣認定を受ける場合に必要となる評価の手数料の額を、それぞれ70万円、30万円とする。

#### （2）建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令の一部改正

##### 指定性能評価機関に係る指定の区分（第59条第20号関係）

指定性能評価機関に係る指定の区分のうち、昇降機に係る指定の区分に、「戸開走行保護装置」及び「地震時等管制運転装置」の大臣認定に係る性能評価を追加する。

#### （3）施行期日（附則関係）

この省令は、改正令の施行日にかんがみ、平成21年9月28日から施行することとする。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成20年11月中旬
施	行	平成21年 9月28日